

令和6年度沖縄観光コンテンツ開発支援事業補助事業  
公募申請 Q&A

Q：個人でも申請は可能ですか？

A：個人事業者が単独で申請することはできません。ただし、「沖縄県内に本店又は支店等を有する法人を代表企業とする共同企業体」を構成する場合は申請が可能となります。（公募要領「3応募参加資格」参照）

Q：沖縄県外の事業者でも申請可能ですか？

A：単独での申請はできませんが、「沖縄県内に本店又は支店等を有する法人を代表企業とする共同企業体」である場合は申請が可能です。（公募要領「3応募参加資格」参照）

Q：新規のイベントを企画しているのですが、補助対象となりますか？

A：公募要領「5補助対象事業」に示す観光コンテンツ開発の一環として認められる場合、補助対象となります。

Q：事業を進めるうえで必要となる人材の育成は補助対象になりますか？

A：申請されたコンテンツ開発に必要と認められる場合は、対象となります。

Q：プロモーション用のWEBサイト構築やSNSからの情報発信を行いたいのですが補助対象となりますか？

A：公募要領「5補助対象事業」に示す観光コンテンツ開発の一環として認められる場合、対象となります。

Q：1年目の補助率が8/10、上限額が1,000万円とありますが、予定する事業全体の経費が2,000万円程度となる場合申請は可能ですか？

A：申請は可能ですが、補助額の上限（1,000万円）を超える部分は自己負担となります。

Q：事業に必要な設備（PC、撮影機器等）の購入は補助対象になりますか？

A：備品等の購入費は補助対象となりません。（公募要領「6補助率・補助対象

経費」参照)

Q：人件費が補助対象となっていますが、現在雇用する社員の人件費は対象となりますか？

A：申請されたコンテンツ開発に従事した日（時間）のみ、対象となります。ただし、業務に従事する社員等の役割や担当する業務内容について申請していただき、経費の確定時には実際に従事した業務についての証拠書類（業務日誌等）の提示が必要です。実際の業務実績が確認できない場合は補助金の対象外となります。

Q：人件費の単価はどのように設定すればよいですか？

A：申請事業者の従業員であれば、過去の支給実績を踏まえて算出した基本給に基づき、就業規則で定めた年間従事日数、1日あたりの就業時間で除した時間単価を算出してください。パート等は契約書に記載の単価で設定してください。なお、各種手当、法定福利費等は補助対象となりません。（公募要領「6 補助率・補助対象経費」参照）

Q：資格取得費用は対象になりますか？

A：申請されたコンテンツ開発に必要と認められる場合、対象経費となります。ただし、対象経費は採択後に県と調整のうえ決定となりますので、必ず申請の通り認められる訳ではありません。（公募要領6参照）

Q：既存のスポーツイベントに連動させた形の観光コンテンツはMICEに該当しますか。

A：MICEかどうかは申請者側でご検討ください。既存のイベントを拡充することは対象外となります。

Q：役員の人件費は計上できますか。

A：時給・日給計算ができる人員は計上できます。

Q：離島に打ち合わせに行く際の出張経費は旅費に計上できますか。

A：計上可能です。出張先での打ち合わせ記録等を最後に提出していただきま

す。

Q：事業費の項目「4 需用費」の食料費とは具体的に何が該当しますか。

A：想定されるものとしては、食事が組み込まれたモニターツアーを実施する場合の招聘者の食事代等です。同行する社員の食事代や、弁当等は事業費に計上できません。（公募要領（2）補助対象経費参照）

Q：海外で試食等をする場合の費用は認められますか。

A：コンテンツを造成する為に必要なものであれば認められます。

Q：資本関係がある企業は、グループ企業とみなされますか。

A：資本関係がある場合はグループとみなされます。グループ企業間で取引が発生する場合、利益を排除して原価のみを計上することは可能です。

Q：1 事業者から 2 本別々のコンテンツを応募することは可能ですか。

A：1 事業者 1 コンテンツの提出をお願いします。

Q：謝金の基準について、県の謝金規程はありますか。

A：県としての具体的な規程はありません。社内の規程または、規定がない場合は、一般的な金額（経産省のマニュアル等）に基づいて算出してください。

Q：現在無料でやっているコンテンツに付加価値をつけて磨き上げる場合、新規性があると捉えられますか。

A：付加価値をつけて、今と違う形のコンテンツとなれば、新しいコンテンツとして申請することは可能です。

Q：モニターツアーを実施する場合、参加者の旅費は補助対象になりますか。

A：申請されたコンテンツ開発に必要と認められる場合、対象経費となります。ただしモニター料金を設定する場合や無料で実証する場合、自走に向けた有効な効果測定ができるよう工夫してください。（公募要領 6 参照）

Q：旅行代理店とのマッチングは事務局のハンズオンに含まれますか。

A：事務局にて12月～2月頃に独自のオンライン商談会を設ける予定であり、旅行代理店等バイヤーとの商談機会を提供します。

Q：二次審査の詳細を確認したい。

A：二次審査は5月22日（水）を予定しています。なお投影資料は使用できません。実施計画書を中心に応募書類のみを用いてプレゼンテーションしていただきます。追加資料は認められません。（実施計画書記載要領参照）

Q：公募時点で補助金交付要綱の公開はありますか。

A：審査による採択の後、候補となった事業者に対して交付申請を求める段階で共有する予定です。

Q：3年間の賃借対照表の提出とあるが、設立から3年に満たない法人は申請できるか。

A：申請は可能です。設立以降に作成された賃借対照表、損益計算書を全て提出してください。

Q：コンテンツ実施を予定している場所との借用契約がまだだが申請可能か。

A：申請は可能ですが、特定の地域、施設等で行うことが要素となるコンテンツは、申請時点での具体的な地域名・施設名の見込みや現時点での交渉状況も記載してください。

※以下は 4/23 に実施した公募説明会における質疑応答内容となります（一部補足あり）

Q：公募要領 3 補助対象事業の中に、満たすべき 3 つの要件があるが、このうち観光消費額の向上や滞在日数の延伸など何を持ってして評価されるのか、どのように審査されるのか聞きたい。

A：観光消費額の向上については、コンテンツごとに波及度は様々であることを前提とし、まずは単価設定などを含めコンテンツの販売によって消費額を上げていく要素が求められます。滞在日数の延伸については、コンテンツ内の滞在だけでなく、周辺の回遊で滞在日数の延伸に寄与するといったことも想定されるのであれば記載できます。なお一次審査においては 3 つの必須要件を満たしているかというチェックがあり、二次審査においては審査員によって寄与度が高いと認められれば加点要素となる可能性もあります。

Q：別記様式 1 - 4 において解決する沖縄観光の課題解決とあるが、沖縄観光の課題はなにかを参照する必要があるか。独自の発想でもいいか。

A：沖縄県が調査・計画等で挙げている課題に必ずしも沿わなくて結構ですが、申請するコンテンツが沖縄観光にどのように寄与するかを踏まえていただき、翻ってどのような観光課題の解決となるかという考え方で記載をお願いします。

Q：複数年度の申請を予定している場合、2 年目以降の事業計画、積算もすべきか。また 2 年目、3 年目と補助率が下がる仕様になっているが、必要経費が増えそうな場合など、例外が認められる場合もあるか。

A：事業計画は今年度分のみで構いませんが、2 年目以降の構想があれば計画書の中で触れてください。同様に積算書も今年度分のみで結構ですが、2 年目以降の構想があれば計画書の中で事業規模の推移など触れてください。また、所定の補助率は変更できません。

Q：最大 3 年間の補助を受けられるとあるが、毎年実施する事業と考えてよいか。

A：単年度事業のため確定ではありませんが、これまで毎年実施されている事

業であり、自年度以降も実施予定です。

Q：初めて組成したコンソーシアムに過去の補助を受けた企業が含まれる場合、補助率は1回目の率が適応されるのか。

A：過去に補助を受けたコンテンツと異なるコンテンツであれば、補助率は1年目のものが適用されます。

Q：補助金は3年間補助されるとのことだが、2年日以降挑戦する場合、まったく異なる事業内容でも問題ないか。その場合、補助率はどうか。

A：同じ事業者が2年目に全く別のコンテンツを申請することは妨げられません。ただし1年目に補助を受けたコンテンツの自走予定、継続意思などを踏まえた審査となる場合があります。また同一事業者による2回目以降の申請であっても、新規のコンテンツであれば補助率は1年目のものが適用されます。

Q：積算書について人件費割合の上限はあるか。

A：上限はありません。ただし、審査会からの指示があった場合で積算内容（人件費・事業費を問わず）を修正いただくことが採択の条件となる場合や、事業期間中に事業内容や必要経費について改善指導等を行う場合があります。（公募要領10参照）。

Q：たとえば遊園地などの施設を活用し、遊園地の従業員がイベントを展開するような場合、人件費はどう考えればいいのか。

A：申請者以外の事業者の施設従業員がイベントを運営する場合、原則として施設との契約を結んだうえで請求書払いする形になります。

Q：コンソーシアムを組成した場合、各経費の支払いはどの企業が実施してもよいか。

A：コンソーシアムの役割別に支払元を分けていただいても問題ありませんが、事業期間中にある中間監査や最終監査等の際には各社の証憑を1冊に集約・整備していただく必要があります。

Q：コンソーシアムを組んで申請する場合、コンソーシアム規約を作成し、提

出すべきか。

A：共同企業体協定書を作成のうえ、一通を県に提出してください（公募要領6参照）。

Q：例年何件程度応募があり、何件採択されているのか。

A：それぞれ非公表ですが、事業ウェブサイト (<https://okicon.jp/>) において、令和4年度、令和5年度に採択されたコンテンツを掲載しています。

Q：既に、他の補助事業に申請している場合、双方が採択された場合はどちらかを辞退することを約束すれば、当事業としては申請が可能か。

A：申請したコンテンツの全部または一部を他の補助金等に同時申請し、それぞれで採択された場合、県と協議のうえ片方を辞退いただくこととなりますが、**申請時にあらかじめお知らせください。**

Q：他の場所でもできる汎用性のあるイベントを、初年度は特定の場所で行う場合、（地域資源として）どのように表記すればいいか。

A：沖縄県内で展開する限り、将来的に複数地域で実施する構想として計画書に記載いただいても構いません。その場合、初年度にはその地域が適している理由も記載してください。

Q：証憑のうち、打ち合わせ記録、日報のフォーマットはあるか。

A：フォーマットの定めはありませんが、希望いただいた場合に雛形を提供しています。

Q：事業終了時に提出する報告書の内容はどのようなものか。事業を実施した年の内容のみで問題ないか。

A：事業終了時の報告書は、原則として事業計画書の項目（定量目標、定性目標を含む）に沿って成果を検証するものとなります。（前身の事業等があったとしても）報告内容は事業実施年度のもので結構です。

Q：採択の通知を受ける前に進めた事業は対象外か。

A：採択通知後に補助金交付申請手続きがあり、その後、県による交付決定通

知をもって補助対象期間が開始しますので、それ以前の取り組みは補助対象外となります（計画書に、あらかじめ取り組んだ内容として記載することはできません）。

Q：事業終了後のスケジュールを知りたい（報告書、入金までの流れ等）。

A：2月上旬に書類検査と報告書の提出があり、証憑等の完備を確認したうえで、請求書を発行していただきます。入金時期については非公開となります。

Q：事業実施中に概算払い請求は可能か。

A：原則として精算一括払いとなります。

Q：機材購入などのハード整備（設備投資）に係る経費、備品購入に係る経費は対象外とあるが、リース契約で調達した場合、対象期間中は経費として計上可能か（トラック・船の船外機など）。

A：レンタルやリースであれば計上可能ですが、リースを開始した場合、補助対象期間の支払いのみを計上できます。なお1年未満の短期リースは計上できません。

Q：応募について、代理人による持ち込み提出は可能か。

A：可能です。ただし代理人がコンソーシアム企業の一員でない場合は所属・氏名を確認いたします。